

**第 54 会期国連麻薬会議の決議** 2011 年 3 月 25 日

Resolutions in the 54th CND E/CN.7/2011/

決議 54/2 (L2 米草案提出)

薬物を使用して運転することの防止へ向けた国際協力の推進

Promoting international cooperation to prevent drug-affected driving

決議 54/3 (L3 ハンガリー (EU)、アイスランド草案提出)

統制下にある薬物の参照・検査用薬の薬物試験施設における科学的利用を可能にする方策

Ensuring the availability of reference and test samples of controlled substances at drug testing laboratories for scientific purposes

決議 54/4 (L4 ペルー、タイ草案提出)

(麻薬市場撲滅に向けた) 代替策開発に関する国際ワークショップおよび会議を組織する提案のフォローアップ

Follow-up on the proposal to organize an international workshop and conference on alternative development

決議 54/5 (L7 ハンガリー (EU) 草案提出)

薬物使用による障害とその結果への取り組みにおいて、更生と社会への再統合を目指す戦略の促進 個人、家族、コミュニティの健康的社会的福祉の促進に向けて

Promoting rehabilitation- and reintegration-oriented strategies in response to drug use disorders and their consequences that are directed at promoting health and social well-being among individuals, families and communities

決議 54/6 (L9 オーストラリア、メキシコ草案提出)

国際統制下にある麻薬および向精神薬の流用および乱用を防止しつつ医科学的目的での適正利用の促進

Promoting adequate availability of internationally controlled narcotic drugs and psychotropic substances for medical and scientific purposes while preventing their diversion and abuse

決議 54/7 (L11 ロシア草案提出 日本 cosponsor)

パリ協定イニシアティブ

[とくにアフガニスタン等における薬物原料作物栽培および製造の取り締まり]

Paris Pact Initiative

決議 54/8 (L5 ペルー草案提出 日本 bis 提案 cosponsor)

合成薬物製造の中間生成物管理のための国際協力および規制に関する制度的枠組の強化

Strengthening international cooperation and regulatory and institutional frameworks for the control of precursor chemicals used in the manufacture of synthetic drugs

決議 54/9 (L8 ハンガリー (EU) 草案提出 日本 cosponsor)

世界薬物問題に関するデータ収集、報告および分析の質的向上と監視能力の構築ならびにそれへの政策対応

Improving quality and building monitoring capacity for the collection, reporting and analysis of data on the world drug problem and policy responses to it

決議 54/10 (L14 コスタリカ、エルサルバドル草案提出)

国連薬物犯罪事務所の管理財政状況の改善：国連薬物犯罪事務所の管理財政状況の改善に関する政府間常設作業部会の勧告

Improving the governance and financial situation of the United Nations Office on Drugs and Crime: recommendations of the standing open-ended intergovernmental working group on improving the governance and financial situation of the United Nations Office on Drugs and Crime

決議 54/11 (L6 ウルグアイ草案提出)

世界の薬物問題への取り組みにおける市民社会の参加の促進

Improving the participatory roll of civil society in addressing the world drug problem

決議 54/12 (L12 コロンビア、ペルー草案提出)

世界の薬物問題への取り組みにおける責任の共有と分担の原理の再確認

Revitalizing of the principle of common and shared responsibility in countering the world drug problem

決議 54/13 (L15 エルサルバドル草案提出)

注射薬物使用者およびその他の薬物使用者における HIV 新規感染ゼロの達成

Achieving zero new infections of HIV among injecting drug users and other drug users

決議 54/14 (L10 ケニア (アフリカ諸国) 草案提出)

アフリカ諸国が国際的な薬物問題と取り組む努力を支援する方策

Measures to support African States in their effort to combat the world drug problem

決議 54/15 (L13 ベネズエラ草案提出)

薬物の通過による問題に直面する国に対する国際協力支援の促進

Promotion of international cooperation to assist the States most affected by the transit of drugs

注：決議の番号と表題は CND 報告書による。括弧内は提出時の番号。Commission on Narcotic Drugs: Report on the fifty-fourth session. Advance unedited version E/2011/28 E/CN.7/2011/15  
<http://www.unodc.org/unodc/en/commissions/CND/session/54.html>

決議 54/11 (E/CN/2011/L.6/Rev.2 ウルグアイによる草案提出 アルゼンチン、カナダ、チリ、グアテマラ、ニュージーランド、フィリピンによる修正 2011年3月25日採択)

## 世界の薬物問題への取り組みにおける市民社会の参加の促進

国連薬物委員会は、

政治宣言と行動計画を想起する。それは、世界の薬物問題に取り組む、統合され均衡のとれた戦略に向けた国際協力に関するものであり、そこで加盟国は、市民社会の果たす重要な役割を、わけても非政府組織が世界の薬物問題への取り組みにおいて果たす役割を歓迎し、影響を受けている人々や市民社会組織の代表が、しかるべき場面において、薬物の需要と供給を削減する政策の形成と実施に参加し、役割を果たせるようにすべきことに留意する。

世界の薬物問題に取り組む責任は加盟国あることを認識するが、市民社会も、この問題の多様な次元ないし側面での取り組み、重要な一翼を担っている。

市民社会は、どのような形をとろうと、世界の薬物問題への取り組みに貢献する多様な活動を行っていることを認識する。そうした活動には、いくつかの国で注目されているコミュニティに基盤をもつ予防、国際的に管理されている薬物の医療目的での使用、法規制、地方での治療、ヘルスケア、回復と社会サービスと弱い立場に置かれている人々の保護が含まれる。

決議 49/2 を想起する。そこでは非政府組織を含む市民社会による、世界の薬物問題への取り組みにおける努力、とくに需要の削減に関して、満足できる貢献が認識されている。

また、経済社会理事会による 1996 年 7 月 25 日の決議 1996/31 を想起する。そこでは理事会は、国連システムの関連機関、組織、専門機関の決定機関に対し、非政府組織との協議に関する原則と実践を検証すること、決議の規定との一致を促進する活動をしかるべき場面において実施することを求めた。

1. 加盟国に奨励するのは、市民社会が参加し、協議を通じて、しかるべき場面において、薬物統制プログラムと政策の策定と実施において、とくに需要の削減の観点に関して、役割を果たせるようにすることである。
2. それゆえに加盟国に奨励するのは、革新を促す環境を整えること、世界の薬物問題に取り組む努力において政府を支援しようとする市民社会の方策を認めることである。その方策は、国際的な薬物統制の諸条約に合致し、科学的エビデンスに基づき、重要な人権上の義務に適い、国家の内政不干渉を含む加盟国の主権と領土の統合を十分に尊重するものである。
3. さらに加盟国に奨励するのは、国連薬物犯罪事務所に、第 55 会期麻薬委員会との関連において、国連フォーラムにおける市民社会との協力の経験を提出すること、そして経済社会理事会の機能委員会の諸規則、経済社会理事会の決議 1996/31、三つの薬物統制に関する国際条約に沿う提案を、世界の薬物問題への取り組みへの市民社会の参加を促進する観点から行うことである。また国連薬物犯罪事務所に要望するのは、提案を含むそうした情報を、加盟国にその求めに応じて提供することである。

決議 54/13 (E/CN/2011/L.15/Lev.2 エルサルバドルによる草案提出 修正 2011年3月25日採択)

注射針による薬物使用者、その他の薬物使用者における「HIV感染ゼロ」を達成するために

国連薬物委員会 (CND) は、

1961年の麻薬単一条約においてなされたコミットメントを繰り返し、わけても締結した諸国が人類の健康と福祉への関心を表明している序文に留意する。

「国連ミレニアム宣言」と「ミレニアム開発目標」でなされたコミットメントを、わけても2015年までにHIV感染の拡大を止めて減少に転じさせるという目標6を繰り返す。

さらに、「政治宣言」および「世界の薬物問題に対応するための、統合され均衡のとれた戦略に向けた国際協調に関する行動計画」における加盟国によるコミットメントを、同じく国連総会決議64/186、とくにパラグラフ4におけるコミットメントを繰り返す。

「HIV/AIDSコミットメント宣言」および「HIV/AIDS政治宣言」を想起する。政治宣言において加盟国は、包括的予防プログラム、治療、ケア、支援への普遍的アクセスという目標を2010年までに達成するために必要なあらゆる努力を行うと誓約した。

HIVとともに生活する人々あるいはHIVと薬物使用の影響を受けている人々のHIV/AIDS対策への参画を促進すること、同じく、薬物注射によるHIV/AIDSの拡大への対策を含む国際的なHIV/AIDS対策における主要なパートナーである市民社会と連携することは、きわめて重要であることを確認する。

CNDとUNAIDSのプログラム調整委員会(PCB)との間で、決定の協調と調整を促進することに関する、2008年3月14日のCND決議51/14を想起する。

薬物使用者、HIVとともに生活する人々、そしてHIVの影響を受けている人々に対して、予防、治療、ケア、支援の普遍的アクセスを達成することに関する、2010年3月12日のCND決議53/9を想起する。

刑事司法、保健衛生学、社会、薬物規制、諸領域の専門家間の緊密な連携を国家レベルではかることは、薬物使用者の間でHIVの予防、治療、ケア、支援の効果的対策を講じる際に、重要な要素となることを確認する。

2010年12月にUNAIDSの統治機関であるPCBが、HIVの予防、治療、ケア、支援のサービスへの普遍的アクセスを全世界で展開し到達するために、そしてHIV感染の拡大を止めて減少に転じさせるために、新しい戦略を採択したことに留意する。また同じくこれに関連して、UNAIDSがHIV/AIDSの流行を阻止するために、さまざまな機関の専門性、資源、ネットワークを統括していること、またそのコスポンサーとして国連薬物犯罪事務所(UNODC)が、薬物使用者の間で、矯正施設において、HIVの予防、治療、ケア、支援への取り組みを担う機関であることに留意する。

2010年12月10日の国連総決議65/180を想起する。この決議において総会は、2001年の「HIV/AIDSコミットメント宣言」と2006年の「HIV/AIDS政治宣言」の実現に関して達成された前進を総合的に検証するために、またHIV/AIDSへの国際的な総合対策において政治指導者の継続的参画を促進するために、ハイレベル会合(HLM)を2011年6月8日から10日に召集することを決定した。

注射薬物使用者に対する、薬物規制の国際協定に適合する予防サービスの普及率は、注射薬物使用者の割合が高い多くの国において、きわめて不十分であることを懸念する。

1. UNAIDS の HIV/AIDS 戦略 2011-2015 「ゼロにする (Getting to Zero)」に示された目標に留意する、この戦略は、新規感染ゼロ、AIDS による死亡ゼロ、偏見と差別ゼロという目標を達成しようというものであり、それは UNAIDS のコスポンサーである UNODC の業務にも関連する。

2. 薬物乱用の有害な帰結の一つである HIV/AIDS への取り組みに、継続的な政治的関与を保障すること、2011 年 6 月の国連総会 HIV/AIDS ハイレベル会合に政府高官が参加すること、これを加盟各国に要請する。

3. UNODC に、現在もつ権限と資源の範囲内で、薬物使用者、特に注射薬物使用者のために、エビデンスに基づく予防介入を中心に努力を継続することを要請する。この対策は、薬物規制の国際協定すべてに従い、国内法規に適合し、関連するすべての国連総会決議と、適切であれば、WHO、UNODC、UNAIDS による「注射薬物使用者の HIV 予防・治療・ケアへの普遍的アクセスを目標とする国のためのテクニカル・ガイド」とを考慮することが求められる。

4. UNODC が UNAIDS を独自に支援する役割を果たしていることを認識する。これに関連して UNODC に対し、現在もつ権限と資源の範囲内で、偏見と差別を低減する対策を含めて、注射薬物使用者のようにもっともリスクに直面している人口集団を対象とする効果的な対策等について、助言と指導を継続して提供することを要請する